

放射性物質汚染対処特措法に係る指定廃棄物の審査等業務について

八千代エンジニアリング株式会社
総合事業本部環境計画部 石浦和広

1. 背景

平成23年8月30日より、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、「放射性物質汚染対処特措法」と呼ぶ。）が公布され、平成24年1月1日より全面施行された。この法律は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的とする。

2. 概要

ア) 法 16 条で定める調査報告の義務

放射性物質汚染対処法の施行により、廃棄物の排出事業者は、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査し、その結果を、廃棄物が生じた日の翌月の末日までに、所管する地方環境事務所に報告しなければならない。施設の種類、及び調査義務の対象となる区域を、表 1 に示す。

表 1 法第 16 条による廃棄物の調査義務

調査義務の対象となる区域		岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
		施設の種類											
①水道施設			○		○	○	○	○	○	○	○		○
②公共下水道及び流域下水道	脱水汚泥を排出する施設				○		○						
	ばいじん及び燃え殻を排出する施設				○	○	○	○	○	○	○	○	
③工業用水道施設			○		○	○	○	○	○	○	○		○
④特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設である焼却施設**		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑤集落排水施設					○								

*: 島しょ部を除く

** : これらの地域に所在する施設のほか、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理する施設を含む。

また、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設にあっては、法 24 条で定める特別の維持管理基準がかかり、排ガス及び放流水について月 1 回、空間線量については 7 日間に 1 回計測し、その結果を記録及び保管しておかなければならない。

ただし、一定の要件を満たし、地方環境事務所長の確認を受けた施設については、法16条で定める調査義務が免除となる。特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の焼却施設にあっては、調査義務が免除になると、法24条で定める特別の維持管理基準も同時に免除となる。地方環境事務所長の確認要件は、以下に示すとおりである。

- ① 直近の放射能濃度が800Bq/kg以下であったこと
- ② 直近の3ヶ月以上の期間（試料採取日の最も遅い日と早い日が60日以上離れている場合に限る。）における3回以上の放射能濃度が全て6,400Bq/kg以下であったこと

イ) 法18条で定める指定廃棄物の申請について

廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、8,000Bq/kgを超えるものについては、廃棄物を所有する者から指定廃棄物の指定申請があった場合に、地方環境事務所長は当該廃棄物を「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物」として指定しなければならない。指定廃棄物になると、その保管及び処分に係る費用を、国が負担することとしている。

3. 地方環境事務所の役割

地方環境事務所は、廃棄物の排出事業者から来る調査報告書、調査義務免除申請書及び指定廃棄物の指定申請書について審査し、事務所長の確認を受けたものについて免除通知及び指定通知を発出している。私は東北地方環境事務所における指定廃棄物対策チームとして当該審査に携わり、免除及び指定についての起案から所長決裁に至るまでの事務所業務支援を行っている。保管状況（焼却灰等についての飛散防止や地盤溶出防止等の環境保全措置）について疑義の生じた施設については、適宜事業者を確認し、適正な廃棄物の保管及び処理を呼びかけ、必要に応じて現地調査や所管する県及び市町村とのヒヤリングを行っている。

事例1 産業廃棄物事業者

バーク材をボイラーの燃料としている施設であり、その焼却灰から8,000Bq/kgを超える放射性物質が検出された。現在は焼却灰をバーク材置き場に保管しているが、フレコンバックが劣化してきており、またアスファルトに直置きであるため、フレコンバックの取り替えやパレットの上に置くなどの措置が必要である。



ボイラーより排出された焼却灰



焼却灰の保管状況

事例2 浄水場

浄水発生土から 8,000Bq/kg を超える放射性物質が検出され、指定廃棄物として指定されている。昨年 8 月に乾燥池に張った汚泥を昨年 11 月に測定したところ 7,800Bq/kg であった。乾燥が完了し、搬出するときには濃縮されて 8,000Bq/kg を超過する可能性が高いことから、指定廃棄物として申請することになると思われる。



指定された指定廃棄物
(ビニールハウス内に保管)



昨年 8 月に張った汚泥

4. 現在の状況

2012. 3. 26 現在、関東地方環境事務所所管において指定廃棄物の指定 8 件（新潟県：約 600t、群馬県：約 144t、栃木県：約 525t、千葉県：約 400t、東京都：約 980t）となり、東北地方環境事務所所管において指定廃棄物の指定 9 件（宮城県：約 260t、福島県：約 2,500t、岩手県：約 110t）となっている。今後、高濃度に汚染された農業系廃棄物（稲わら及び堆肥）の指定の申請が増えてくると思われるが、個人で保管することが困難であると考えられることから、自治体ごとに集約して指定の申請を行うのが妥当である。そのために、国は自治体に呼びかけていく必要がある。

5. 今後の課題

ア) 中間貯蔵施設及び最終処分場の早急な建設

現在は、指定廃棄物として指定しても、当分の間排出事業者が保管してもらうことを余儀なくされている。中間貯蔵施設及び最終処分場を早急に建設することが喫緊の課題である。

イ) 維持管理基準の緩和

廃油の焼却施設等、廃棄物が排出されない施設については、調査義務はないが、特別の維持管理基準（排ガス、放流水及び空間線量の測定及びその結果の記録保管）がその濃度いかに関わらずかかっており、事業者が過大な負担を強いられる状態となっている。特別の維持管理基準についても、その環境影響が微小であるものについては、免除する制度を設ける必要があると考えられる。

以上